



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社三井E&Sホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高橋 岳之
(コード：7003、東証プライム市場)
問合せ先 広報室 乾 雅俊
(TEL. 03-3544-3147)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 2023年4月1日付(予定)の変更

- 2022年3月31日付「(開示事項の経過)完全子会社の吸収合併(簡易合併・略式合併)及び商号変更に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社は、2023年4月1日をもって、現在の純粋持株会社体制から事業持株会社体制へ移行し、当社100%子会社である株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)するとともに、商号を「株式会社三井E&S」に変更する予定です。
これに伴い、本件吸収合併の効力発生を条件として、現行定款の第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。

(2) 2022年6月28日付(予定)の変更

- 上記の純粋持株会社体制の解消後を見据え、より機動的かつ柔軟な経営体制を構築するため、現行定款第15条、第23条及び第24条を変更するものであります。
- 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

(1) 2023年4月1日付（予定）の変更

（下線部分に変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条（商号） 当社は株式会社三井E&Sホールディングスと称し、英文ではMitsui E&S Holdings Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(31)（条文省略）</p> <p>2. 条文省略</p>	<p>第1条（商号） 当社は株式会社三井E&Sと称し、英文ではMITSUI E&S Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(31)（現行どおり）</p> <p>2. 現行どおり</p>

(2) 2022年6月28日付（予定）の変更

（下線部分に変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第15条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集してその議長となる。社長に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の代表取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条（議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の取締役に</u>これに代わる。</p> <p>(削除)</p> <p>第16条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法</p>

第17条～第22条 (条文省略)

第23条 (代表取締役、役付取締役等)

取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。

取締役会は、その決議により会長および社長 (取締役会長および取締役社長を含む) 各1名、副社長 (取締役副社長を含む) および常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは取締役社長がこれに代わる。取締役社長が在任しないときまたは取締役社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、取締役がこれに代わる。

第25条～第41条 (条文省略)

(新設)

務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条～第22条 (現行どおり)

第23条 (代表取締役、役付役員等)

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

取締役会は、その決議により役付役員等 (会長、社長および副社長を含む) を定めることができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会が定める議長が招集する。議長に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。

第25条～第41条 (現行どおり)

附則

第1条 (電子提供措置等に関する経過措置)

1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則第1条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月28日
定款変更の効力発生日（予定）	
(1) 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更	2023年4月1日
(2) 第1条（商号）及び第2条（目的）以外の変更	2022年6月28日

4. 備考

2022年3月31日付「第三者割当によるA種優先株式の発行、第三者割当による第1回行使価額修正条項付新株予約権の発行、ファシリティ契約（行使停止指定条項付、ターゲット・プライス条項付）の締結、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」（以下「2022年3月31日付リリース」といいます。）で開示しましたとおり、当社は、2022年6月28日開催予定の株主総会において、A種優先株式第三者割当に係る議案について本株主総会において必要な承認が得られることを条件として、A種優先株式の発行を可能とするための定款変更（以下「A種優先株式に係る定款変更」といいます。）を実施する予定です。当該定款変更の内容につきましては、上記2. 変更の内容に含まれておりませんので、2022年3月31日付リリースをご参照ください。

なお、A種優先株式に係る定款変更議案が本株主総会で承認され、当該議案に基づく定款変更の効力が発生した場合は、上記の定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更と併せて、当該議案に基づく変更後の定款の第12条の5第3項（償還請求受付場所）を、本件吸収合併の効力発生を条件として、本件吸収合併の効力発生日である2023年4月1日（予定）に次のとおり変更する予定です。

（下線部分は変更箇所を示します。）

変更前定款	変更案
第12条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） 1～2（条文省略） 3.（償還請求受付場所） 東京都中央区築地五丁目6番4号 <u>株式会社三井E&Sホールディングス</u>	第12条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） 1～2（条文省略） 3.（償還請求受付場所） 東京都中央区築地五丁目6番4号 <u>株式会社三井E&S</u>
4.（条文省略）	4.（条文省略）

（注）「変更前定款」は、本株主総会においてA種優先株式に係る定款一部変更議案が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款一部変更の効力が発生した場合の内容を記載しております。

以上